

## 一般社団法人佐賀県公認心理師協会倫理規程

### (趣旨)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、一般社団法人佐賀県公認心理師協会（以下「本会」という。）定款第3条の目的を達成するために、定款第12条に基づき、本会会員（以下「会員」という。）に関する倫理問題への対応について必要な諸事項を定める。

### (目的)

第2条 本規程は、会員が行う心理支援業務に関わる活動（ひろく人々のこころの健康と福祉の増進に寄与することを目的とする活動を含む）における倫理について、その適正を期することを目的とする。

### (倫理綱領)

第3条 本会は会員がその専門業務等に従事するに当たって遵守すべき事項に関する倫理綱領を、別に定める。

### (倫理委員会)

第4条 本会は第3条に係る事項を審議するために倫理委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

### (委員会の業務)

第5条 委員会は、前条の目的を達成するために、本会会長（以下「会長」という。）の指示のもとに、次の業務を行う。

- (1) 本規程及び倫理綱領等の改廃に関する審議
- (2) 会員の倫理向上に向けての本会への提言
- (3) 会長からの諮問に基づく倫理違反に関する調査及び結果の答申
- (4) 本会への倫理に関する問い合わせについての本会の事務局員等への助言
- (5) その他、会長が必要と認める業務

### (委員会の構成)

第6条 委員会は本会理事会より選出された理事1名及びその理事より指名され理事会において承認された会員若干名をもって構成する。任期は一期2年とし、再任を妨げない。

2 委員長は、本条第1項の理事が会長の指名を受けて就くものとする。

(委員会の運営)

第7条 委員長は、委員会を開催し、議長となる。

- 2 委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員長が事故や疾患によって職務を全うできない場合は、副委員長が委員長職務を代行して行う。
- 4 倫理調査の被申立人となった委員は会の職務を離れなければならない。
- 5 委員は、自己についての事案又は自己と利害関係がある事案の場合、その審議、調査及び議決に加わることはできない。
- 6 審議の決議は、出席委員の過半数をもって行う。賛否同数の場合は、委員長がこれを決する。

(委員会の調査)

第8条 委員会は、本規程第5条(3)に定める業務における事実確認のため必要と認められた場合は、調査を行うことができる。

- 2 調査を行う委員(以下「調査委員」という。)は2名以上とする。
- 3 調査委員は、原則として委員の中から委員長が指名する。ただし、委員長が必要と認めた場合は、委員以外の会員の中から協力委員を任命して調査委員に充てることができる。この場合、調査委員のうち1名は委員とする。
- 4 調査委員は、調査の結果を委員会に報告しなければならない。

(委員会の報告)

第9条 第5条(3)に定める業務については、委員会は会長からの処遇案の答申を付託された日から起算して原則として6ヶ月以内に結果を答申するものとする。ただし、事情により調査に期間を要する等の場合であって、会長が認めたときは期間を延長することができる。

- 2 委員会は必要に応じて、職能関連諸団体の倫理担当部門と連絡調整するものとする。
- 3 倫理違反が認められた場合に委員会が答申する処遇案は、注意、嚴重注意、教育・研修の義務付け、一定期間内の会員活動の停止、除名、及びその他の事案に応じて適切と考えられる処遇内容の何れか、又はそのうちのいくつかを含むものとする。
- 4 第1項に規定するもの以外の業務については、その内容について、必要に応じて会長に報告するものとする。

(処遇)

第10条 最終的な処遇の決定は、委員会より答申された処遇案を基にして、本会理事会

- において理事の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。
- 2 処遇を決定された会員が、処遇に従わない場合には、当該処遇を含め、前項に定める手続きにより、再度の処遇を決定する。
  - 3 理事会は、前条で決定された処遇を公表することができる。
  - 4 公表の内容、方法及び期間については、理事会が決定する。

(記録の保管)

- 第11条 第5条(3)に定める業務に係る記録は、鍵のかかる場所に保管し、会長又は倫理委員長の許可なく、閲覧することができないものとする。
- 2 保存年限は10年とする。

(規程の見直し)

- 第12条 本規程は原則として3年を目安に見直しを行う。

(改廃手続き)

- 第13条 本規程の改廃は、委員会の議を経て、本会理事会において理事の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。

附則 本規程は2019年4月1日より施行する。

附則 2023年5月22日一部改正(第6条第1項)